

陽だまり病棟(8病棟 障害者病棟)について

当院には、長期にわたって医療を必要とする患者さまや急性期治療後に病状が安定している患者さまにも安心して治療を継続できる病棟があります。(2025年1月開設)



障害者病棟とは何ですか？

障害者病棟とは、**重度の肢体不自由者や意識障害のある方、重度障害者の方、神経難病の方**を中心に継続した治療を行う病棟です。

重度の障害者や指定難病の方以外にも、**人工透析を受けられている方、急性期治療後に病状は安定しているものの継続して治療が必要な方**、人工呼吸器や気管切開をされている方など、医療度の高い方の受け入れを行っています。

当院では長期にわたる入院が必要な患者さまが、その人らしく快適に療養生活を送れるよう環境を整えるとともに、比較的長期にわたり適切な治療および手厚いケアを行っています。



入院期間の制限はなく、ご自宅への退院や他施設への転院も可能です。ご本人やご家族にとって望ましい形で退院や転院の支援をさせていただきます。

医療ソーシャルワーカーおよび入退院支援看護師が退院支援や退院後のケアについてサポートさせていただきます。



どのような場合に入院できますか？

当院での一般病棟または地域包括ケア病棟より「陽だまり病棟」への移動は、主治医の判断のもと患者さまとご家族等に提案させていただきます。ご了承いただいた場合に、陽だまり病棟へ移動し継続入院となります。また、当院での短期入院のご相談や他病院にて治療を行っている方の転院相談に応じます。当院1階コンビニエンスストア横の「患者相談窓口」にて、医療ソーシャルワーカーにご相談ください。【患者相談窓口：0167-23-2181】

入院診療費はどうなりますか？

陽だまり病棟に入院された場合、一般病棟とは計算が異なり「障害者施設等入院基本料2」を算定いたします。入院診療費は入院基本料に投薬料・注射料・処置料・手術料・検査料・画像診断料・リハビリテーション料等の診療内容をひとつひとつ積み上げていく出来高方式となります。

入院診療費の自己負担額は増額する場合がありますが、月額の上限負担額が定められておりますので、一般病棟および療養病棟と同様の上限負担額となります。